



白岡工業団地地域の公共下水道 の整備に係る説明会

令和6年2月

白岡市 上下水道部 上下水道課



説明内容

-
1. 白岡市の汚水処理の現状
 2. 下水道の仕組み
 3. 工事スケジュール
 4. 下水道の使用に関すること



1. 白岡市の汚水処理の現状

(1) 白岡市の公共下水道の整備区域(令和5年3月末現在)

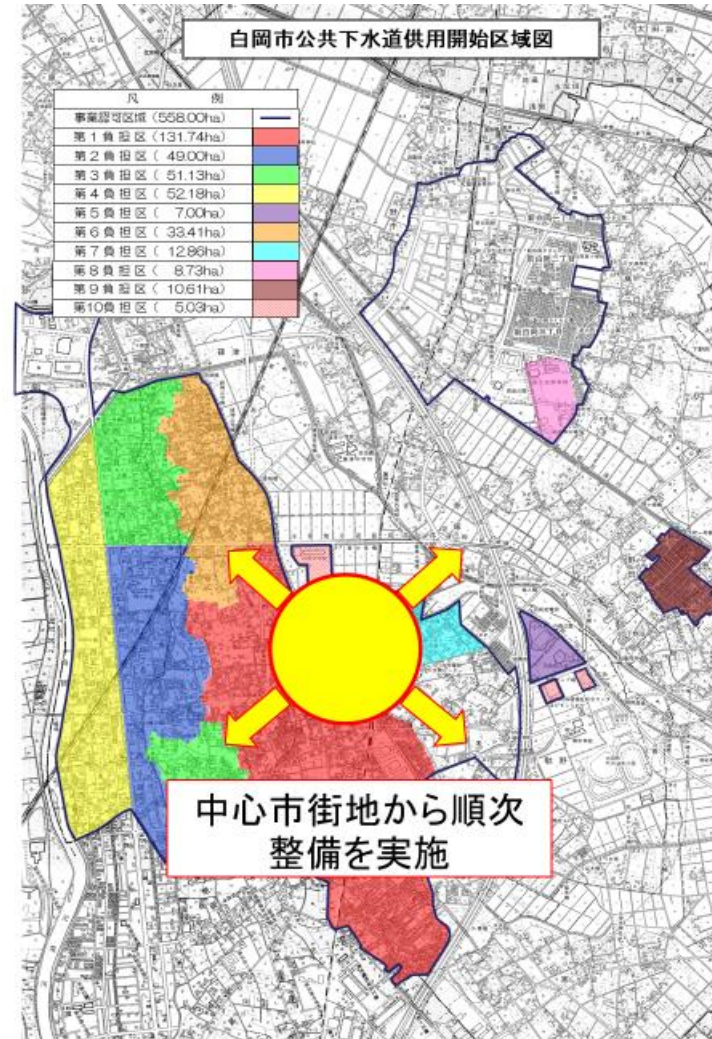
行政区域 = 白岡市 2, 492ha

全体計画区域 1, 072ha

事業計画区域
566.40ha

整備済区域
505.93ha

整備率
89.3%



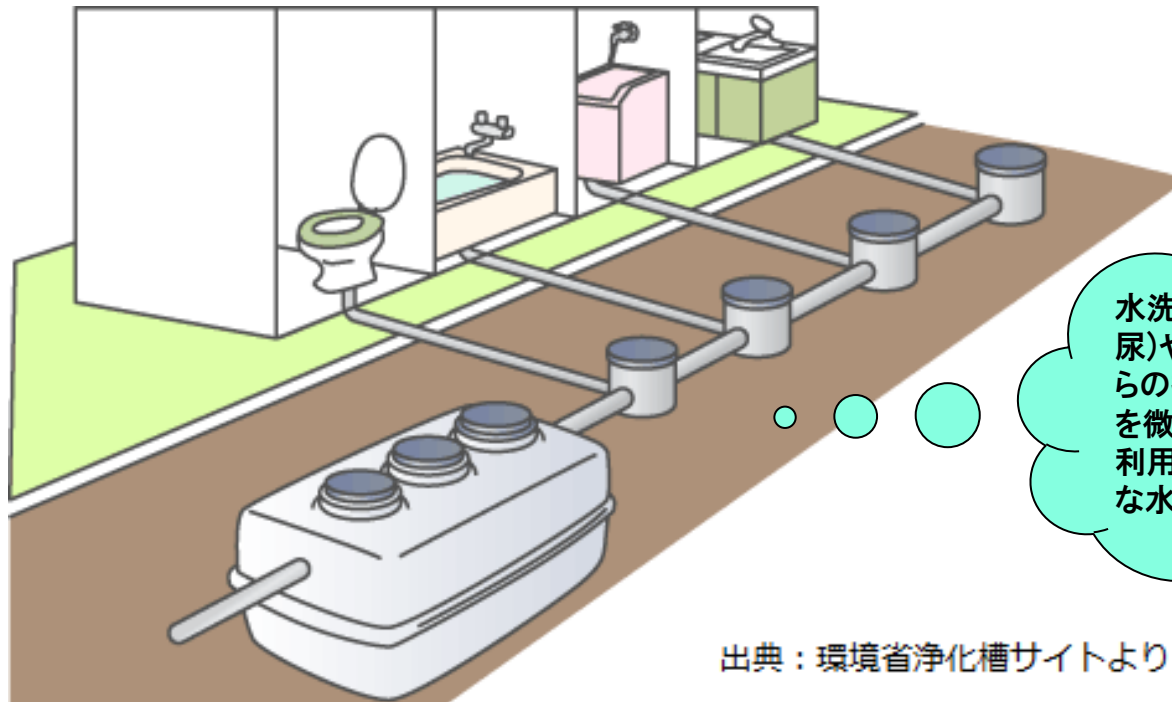


2. 下水道の仕組み

(1) 現状の処理施設



合併浄化槽

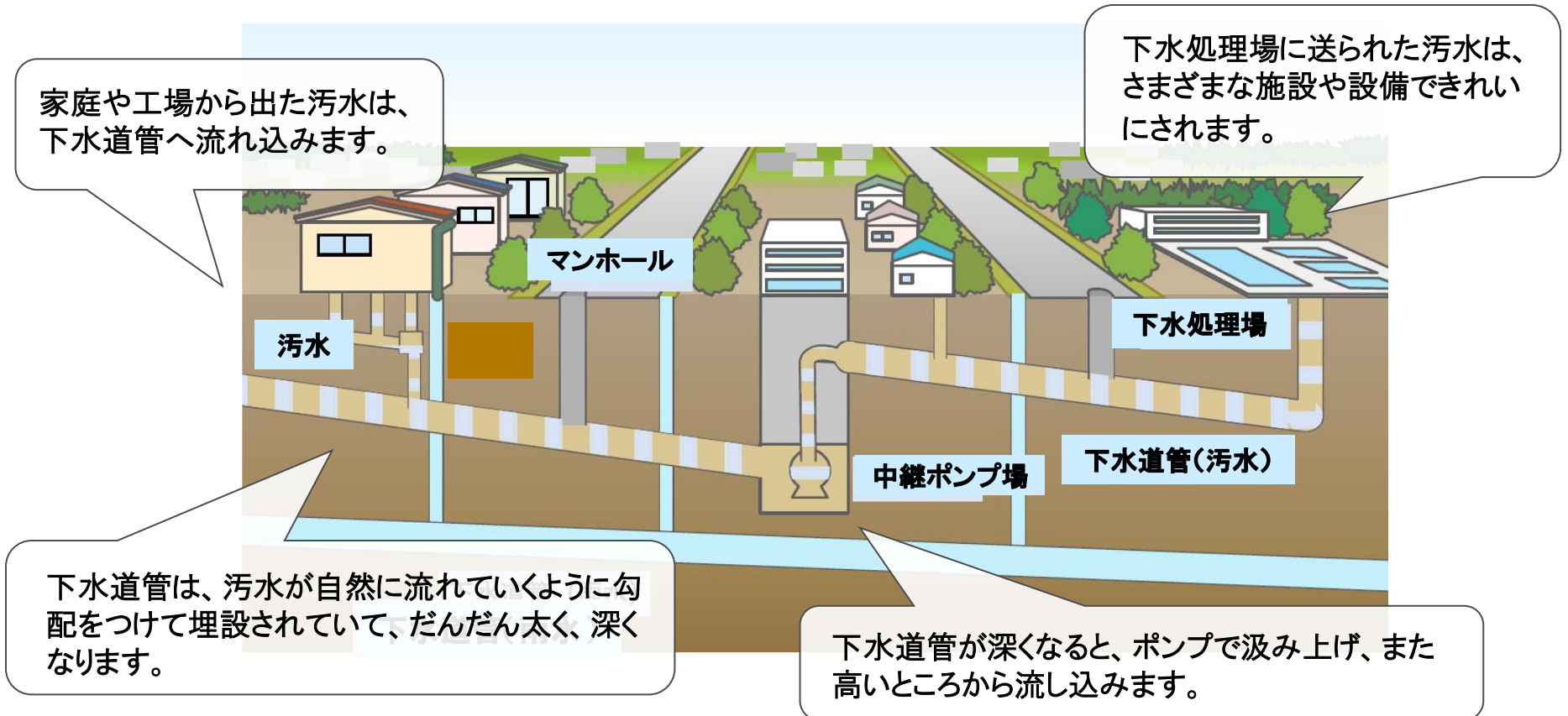


水洗トイレからの汚水(し尿)や台所・風呂などからの排水(生活雑排水)を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流

出典：環境省浄化槽サイトより

(2) 汚水処理の流れ

家庭や工場からでた汚水は、下水道管を通して、下水処理場へ運ばれます。





(3) 公共下水道の役割

街をきれいにする

汚水を処理して快適で衛生的な生活が営めるようにします。

汚水は下水道管を流れ、下水処理場に集められて浄化されます。汚れた水が溜まらず、蚊やハエなどの害虫や悪臭の発生が防げ、街が清潔に保たれます。

トイレの水洗化と生活排水の処理

トイレが水洗になることで、家の中で嫌な臭いがなくなり、快適な生活が送れます。また、台所などからの汚水も下水道に流せて、街が清潔になります。

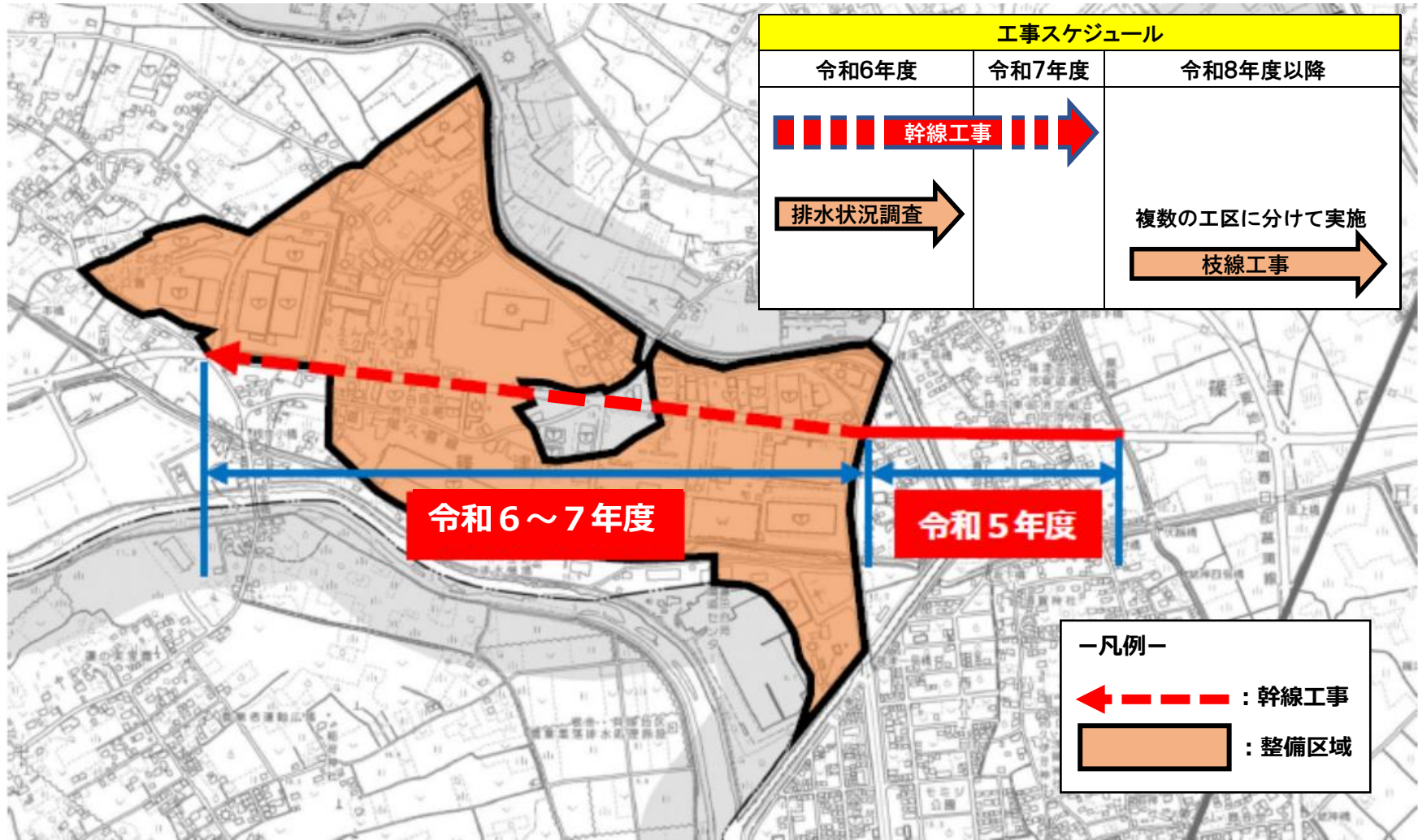
きれいな水辺をつくる

川や海などをきれいにして、生態系を守ります。「汚水」を浄化して川や海などに戻すことで、水質を保全し水環境をよみがえらせる働きをしています。下水道の整備とともに汚れた川がきれいになり、本来の生態系が復活します。



3. 工事スケジュール

(1) 公共下水道の整備予定区域とスケジュール





(2) 工事等概要

令和6年度

① 汚水幹線工事(工業団地全体の汚水を流すためのメインとなる管)

工事名 公共下水道汚水幹線築造工事
工事場所 白岡市篠津地内
工事内容 工事延長 約500m
レジンコンクリート管推進工 ϕ 400mm 約500m

② 汚水枝線設計業務(排水状況調査を含む。)

業務名 汚水枝線詳細設計業務委託
業務場所 白岡市篠津・下大崎地内
業務内容 延長約7,100mの工事予定箇所の詳細設計
排水状況調査(既存浄化槽の位置や排水先の調査) 約100件



令和7年度

① 汚水幹線工事(工業団地全体の汚水を流すためのメインとなる管)

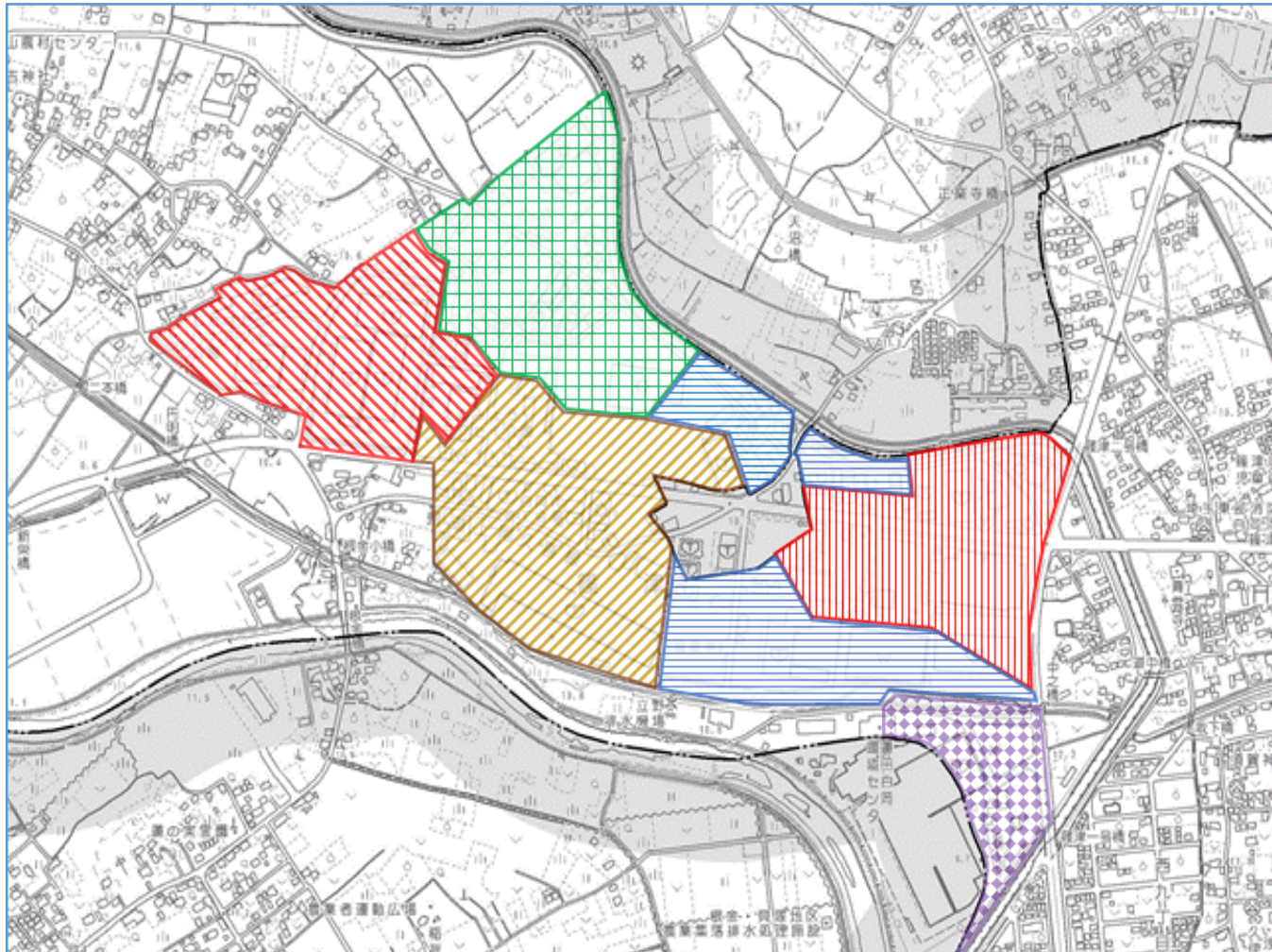
工事名 公共下水道汚水幹線築造工事
工事場所 白岡市篠津・下大崎地内
工事内容 工事延長 約715m
レジンコンクリート管推進工 ϕ 300~350mm 約715m

令和8年度以降

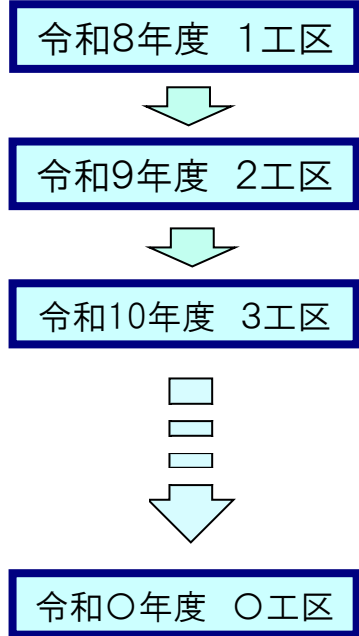
① 汚水枝線工事(各土地の排水を直接流すための管)

- ・白岡工業団地を複数の工区に分けて、道路内に公共下水道管を埋設(別図①)
- ・取付管の布設工事(別図②)

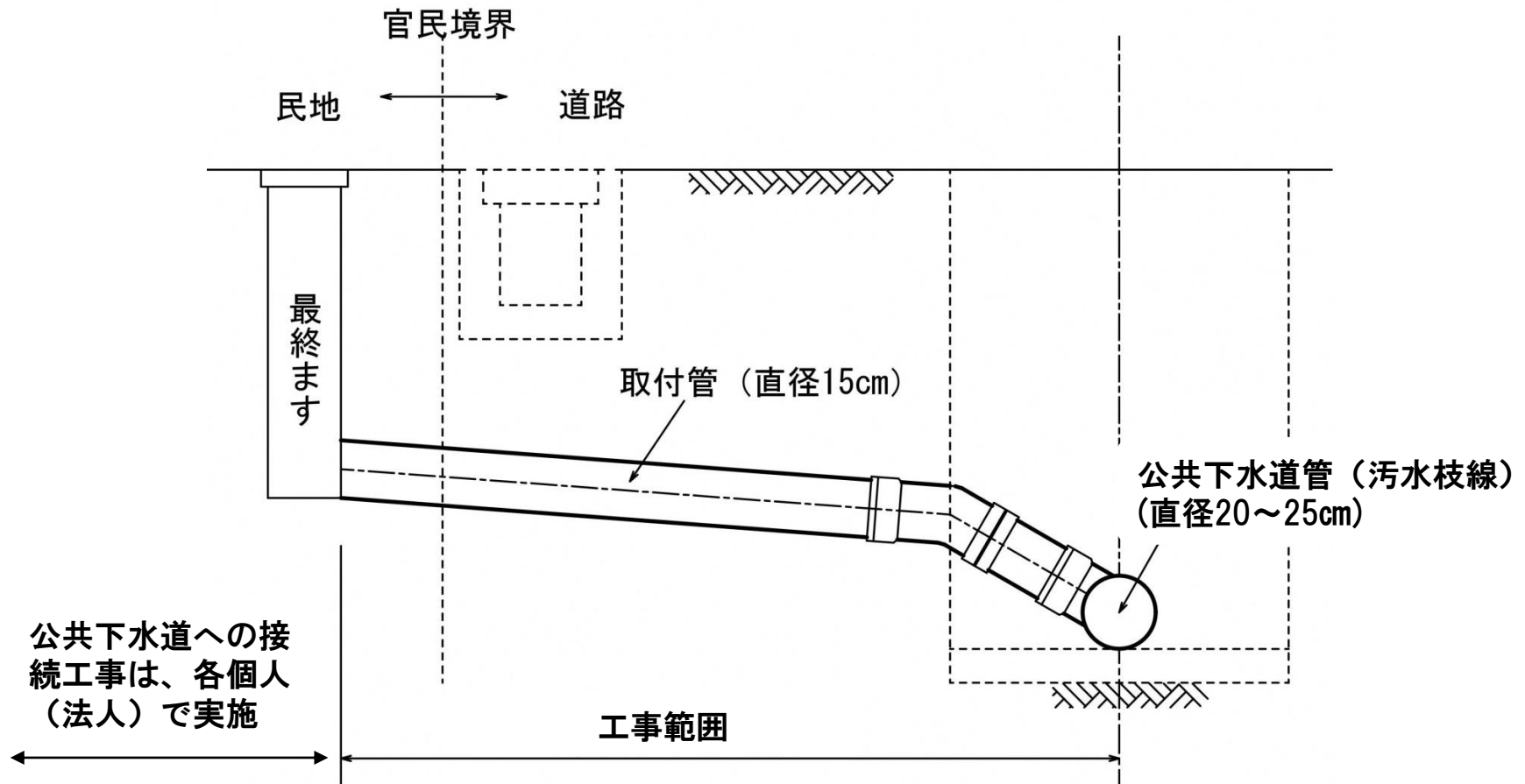
＜工区分けのイメージ＞



＜(例)工事スケジュール＞



＜取付管とは＞ 公共下水道管と宅地内の排水設備をつなぐための管になります。





4. 下水道の使用に関すること



(1) 受益者負担金制度の概要

受益者負担金とは、各工区の整備が終了した後、供用開始したときに、その区域内の土地・建物等の権利を所有している方に工事費用の一部を負担していただく制度です。

道路や公園などとは異なり、下水道の使用が可能となった地域にお住まいの方しか使用することができないため、使用できない地域にお住まいの方との負担の公平性を図るため、供用開始した区域の方から受益者負担金をいただいて、工事費に充てています。



道路や公園

市民全員が利用可能



市税(毎年)

下水道

供用開始区域の方のみ利用可能



受益者負担金(1回のみ)



(2) 受益者(負担金を納めていただく方)

公共下水道が整備される土地の所有者が受益者となります。
ただし、所有する土地に地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借などの権利者がいるときは、それらの権利者が受益者になる場合があります。
土地と建物の所有者が異なる場合には、両者協議の上、受益者を決定します。

(3) 負担金額

受益者負担金は、負担区ごとの工事費用から算出しています。
現在、白岡市には、10の負担区があり、それぞれ負担していただく負担金額が異なっています。
白岡工業団地内の皆さんに負担していただく負担金額は、団地全体の工事費を算出してから決定します。

第1負担区～第10負担区 1㎡当たり 580円 ～ 720円



(4) 受益者負担金の納付

受益者負担金は、3年間で年2回の計6回の分割払いで納付していただきます。
ただし、初年度の1回目に3年分を一括して納付すると、報奨金として前納金額の10%が割引されます(1年目第1回目は、報奨金の対象とはなりません)。

(5) 徴収猶予

| 対象 | 期間 | 要件 |
|--|-----------|--------------------|
| 田、畑、山林、湖沼、原野、その他これに準ずる土地 | 5年 | 登記地目ではなく現況 |
| 係争中の土地 | 判定までの期間 | 訴状の写し |
| 災害、盗難等の被害を受け、又は病気、事故等により負担金の納付が困難と認められるとき(証明書が必要です。) | 市長の認定する期間 | 罹災・盗難証明書、医師の診断書の写し |



(6) 下水道使用料(令和6年4月以降)

下水道使用料金表(2か月につき・税抜)

| 区分 | 基本料金 | | 超過料金(1㎡につき) | |
|----------|-------|--------|----------------|------|
| | 汚水量 | 金額 | 汚水量 | 金額 |
| 一般 汚水 | 20㎡まで | 2,582円 | 20㎡を超え 40㎡まで | 126円 |
| | | | 40㎡を超え 70㎡まで | 142円 |
| | | | 70㎡を超え 100㎡まで | 159円 |
| | | | 100㎡を超え 200㎡まで | 174円 |
| | | | 200㎡を超える分 | 191円 |

※ 汚水量は、水道使用量と同量とし、水道料金と合わせて徴収します。

※ 料金は、基本料金と超過料金の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額となります。



(6) 特定施設について

下水道法における特定施設とは、人の健康及び生活環境に被害が生じるおそれのある汚水を排出する施設として、水質汚濁防止法等で定められた施設をいいます。

この特定施設を設置する工場や事業場を特定事業場といい、公共下水道を使用する場合は、届出が必要となります。

< 特定施設の一例 >

・自動式車両洗浄施設 ・洗濯業の洗浄施設 ・厨房施設 など

(7) 除害施設について

工場や事業場からの排水を下水道に流す場合には、下水道施設の機能を妨げないように、あらかじめ有害物質等を取り除くことにより、一定の基準以下の水質にしなければなりません。

この排水を基準以下に処理する施設を「除害施設」といい、下水道法で設置を義務付けており、新たに除害施設を設置する場合は、届出が必要となります。

< 除害施設の一例 >

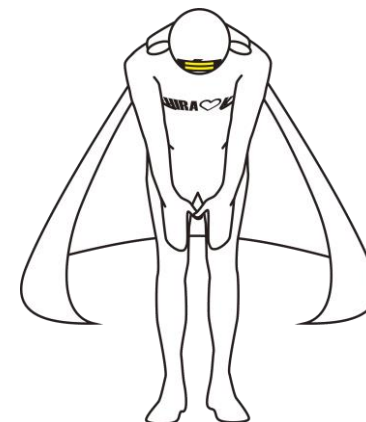
・沈殿槽 ・油水分離層 ・pH調整槽 など

※ (6)及び(7)の届出は、公共下水道に接続する際に必要となります。

最後までご覧いただき
ありがとうございました。

今後(令和8年度以降)は、
工区ごとに説明会を行います。

ご不明な点がありましたら
お問合せ先までご連絡ください。



白岡市上下水道部

お問合せ先(土日祝日を除く平日の8時30分から17時15分まで)

| | | |
|--------------------------|-------|--------------|
| 工事全般について | 上下水道課 | 0480-92-1645 |
| 受益者負担金 下水道使用料 について | 経営課 | 0480-92-1304 |